

# 生徒指導部から

## 1 重点指導事項

- (1) 基本的な生活習慣の確立と規範意識の高揚を目指し、社会性の育成を図ります。
  - ア 欠席、遅刻、早退をしないように指導します。
  - イ 「あいさつ」の習慣を身に付けられるよう指導します。
  - ウ 服装、頭髪などの身だしなみを整えさせる指導をします。
  - エ 校内美化など生徒自らも快適な学習環境を作る指導をします。
  - オ 交通ルールを守ると共に、交通マナーを身に付けさせる指導をします。
  - カ 自主性を育て、自分のことは自分でできるように指導します。
  - キ 社会の一員であることを自覚させ、マナーの向上等責任ある行動ができるように指導します。
- (2) 学校生活に適応し、有意義な学校生活を送れるよう援助します。
  - ア 悩みや困ったことがある場合、気軽に相談できる雰囲気、環境を整えています。また、カウンセラーに相談することもできます。
  - イ 不登校や学校不適応を起こさないように指導、援助します。
  - ウ 家庭訪問、面談等で情報交換を実施し、それらの情報を活用して個別指導を充実させます。
- (3) 家庭や地域および関係機関との連携、協力を深め、健全育成に努めます。
  - ア 欠席や遅刻をする場合は、必ず保護者が担任に連絡してください。
  - イ 家庭訪問、面談は、問題の早期発見、課題の解決のため随時実施します。
  - ウ 生徒の安全や健全育成に関わる情報を得るため、関係機関との情報交換を実施します。
- (4) 特別活動を通して帰属意識を高め、主体的に学校生活を送れるよう指導します。
  - ア ホームルーム活動、学校行事、生徒会活動、部活動を推進し、心身の健全育成に努めます。
  - イ 学年、学科、学級等の集団活動において、全職員は共通理解のもと生徒の健全育成を目指して一貫した指導をします。

## 2 学校生活の決まり

### (1) 服装規定

服装は、指定の制服を着用する。

#### ○標準制服

ブレザー、スラックス・スカート（厚手又は薄手）、ワイシャツ、ネクタイ

#### ○夏季略装制服

ワイシャツ又はポロシャツ、スラックス・スカート（厚手又は薄手）

＊夏季略装期間においては、ネクタイを着用しなくてもよい。ただし、ブレザー着用時はワイシャツ、ネクタイを着用する。

#### ○その他

- ・ブレザーの左襟に校章バッチを付ける。
- ・ワイシャツは左胸ポケットに校章マーク入りとする。
- ・ブレザーの下に着用する物は、学校指定のベスト、セーター、カーディガンとし、通年で着用できる。

#### ○着用期間

- ・10月1日より5月31日については標準制服を着用すること。
- ・6月1日より9月30日については夏季略装制服とする。ただし、1学期終業式・2学期始業式についてはワイシャツを着用する。また、就職活動、進学活動についても同様とする。

#### ○調整期間

- ・衣替え前後は、気候による寒暖の変化に応じて、学校指定品を活用して対応すること。
- ・防寒着は華美でないもので、ブレザーの上に着用すること。

#### ○異装届

- ・やむを得ない理由で学校指定の制服を着用できない場合は、事前に異装届を学級担任に提出して指導を受ける。

○その他の服装

- 体 育 ・学校指定の体育着を着用すること。  
・体育館（メイン・サブアリーナ等）では、指定の体育館シューズを着用すること。
- 実 習 ・各学科指定の作業着を着用すること。  
・その他作業靴等については、各学科の指示に従うこと。

◎その他不明な点は、生活指導係にご相談ください。

(2) アルバイトについて

高校生のアルバイトは、本分である学校生活がおろそかになる心配があり、基本的には望ましくありません。しかし、特に希望がある場合は、保護者の全責任のもとに、学校生活に与える影響等を十分に考慮し、個々の生徒の実態に応じて、次のように指導します。

- ア アルバイトをする正当な目的をもっていること。
- イ 保護者がその責任において、アルバイトをさせたいという強い意志があること。
- ウ 学校生活に支障がないこと。
- エ 法令等で規制されている職種や高校生としてふさわしくない職種（パチンコ店、居酒屋等）ではないこと。
- オ 雇用主との間に雇用契約書等、文書で雇用条件等が明記されているものがあること。
- カ 実施にあたっては、担任に相談し所定の手続き（アルバイト届の提出）をすること。  
また、次の事項は厳守すること。
- 1) 時間外労働及び深夜業（午後10時～午前5時）はしない。
  - 2) 午後10時以降の外出は県青少年健全育成条例で禁止されており補導の対象となる。  
午後10時までに帰宅すること。
  - 3) 学業等の学校生活に支障が出た場合は、アルバイトを中止すること。
  - 4) 定期試験一週間前から試験終了後まで禁止とする。
  - 5) その他学校が中止を指示した場合は速やかに中止をすること。

(3) スマートフォン・携帯電話について

災害時の安否確認等に備え校内への持ち込みは認めるが、校内での使用は原則禁止とし、校内では電源を切りバッグ等で保管する。

(4) 学業に必要でない機器類等の校内持ち込みについて

学業に不必要な物の校内持ち込みを禁止する。

## 前工生身だしなみ基準

頭 髪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・髪の毛は、常に清潔にする。</li> <li>・前髪は、目に掛からないようにする。</li> <li>・男性生徒は、髪が耳やブレザーの襟に掛からないようにする。</li> <li>・女性生徒は、髪の長さは肩口までとし、それ以上長い場合はゴム等で束ねる。</li> <li>・もみあげは、耳たぶまでとする。</li> <li>・パーマ、着色、脱色などの加工、特異な髪型（モヒカン風・ツーブロック等）は禁止とする。</li> </ul>
ひげ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひげは伸ばさない。</li> </ul>
眉 毛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・眉毛は剃ったり、細くしたりしない。</li> </ul>
つ め	<ul style="list-style-type: none"> <li>・爪は、短く切って清潔にする。</li> <li>・マニキュアなどはしない。</li> </ul>
化 粧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化粧はしない。（アイシャドウ、アイライン、付けまつげなどはしない。）</li> </ul>
服 装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制服を規定通り着用する。</li> <li>・スラックスは、ウエストサイズの合ったものを着用し、模造品着用は禁止とする。</li> <li>・腰ばきはしない。</li> <li>・スカート丈（長さ）は、膝頭が見えないこととし、スカート丈は短くしない。（丈を短く加工したものは着用禁止とする）</li> <li>・ワイシャツを出さない。</li> <li>・ネクタイをきちんと着用する。</li> <li>・ソックスは、地味なものを着用する。</li> <li>・防寒着はブレザーの上に着用する。（ブレザー非着用での防寒着着用禁止）</li> <li>・ブレザーの下は指定品以外の着用は禁止する。（パーカー等の着用禁止）</li> <li>・スカートの下にスカートからはみ出る長さのジャージ等の着用は禁止する。</li> </ul>
履 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・靴は、革靴または運動靴とし、サンダル等は禁止とする。</li> <li>・校内では、指定のサンダル、体育館では指定の体育館履きを履くこと。</li> </ul>
アクセサリ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット等のアクセサリは禁止する。</li> <li>・必要以外の髪飾りは禁止する。</li> </ul>
<p>その他、前工生として適性を欠く服装等については、生活指導係で協議し指導する。</p>	

### 3 交通指導

#### (1) 交通安全について

交通社会の一員として、交通ルールやマナーを守り、生命身体を守るため安全に心掛けること。

また、自分だけでなく他の通行者（特に子どもや高齢者など）への思いやりや、安全にも気を配ること。

#### (2) 自転車通学について

ア 自転車通学者は、「自転車登録票」を担任に提出し、ステッカーの交付を受け、自転車の後輪泥よけに貼付すること。尚、自転車を変更した場合についても同様に手続きをすること。校内では、指定の駐輪場に整理して置き、必ず鍵で施錠すること。（※2個以上の鍵が望ましい）  
（自転車登録票はこの冊子の45頁にあります。切り取って使用してください。）

イ 自転車は十分整備されたものを使用するとともに、定期的に自転車店等で点検整備を受けること。また、防犯登録を必ずすること。

ウ 校外で自転車の盗難にあった場合は、速やかに学級担任に届け出ること。

エ 登下校時に交通事故などに遭遇した場合は、軽微な事故でもその場で軽く考え判断しないで、相手の氏名・連絡先・車両ナンバーなどを確認し、警察や保護者へ連絡するなど必要な措置をとること。また、速やかに学級担任に連絡・報告すること。

オ 高校生総合補償制度などの傷害賠償保険に必ず加入し、不慮の事故などによる被害及び加害に対応できるようにすること。※自転車保険の加入は義務化されています。

カ 雨天時などには雨合羽を着用すること。（各自が使いやすいものを購入してください。）

キ ヘルメットを着用し、交通事故から大切な命を守りましょう。

#### (3) 自転車の道路交通法違反事項

ア 信号無視

イ 指定場所一時不停止

ウ 無灯火

エ 二人乗り

オ 傘差し運転

カ 並列進行

キ 右側通行

ク ブレーキ等整備不良車両運転

ケ 走行中のスマートフォン・携帯電話使用

コ 安全運転義務違反（例：ヘッドホンで音楽等を聞きながら運転すること。）

#### (4) 二輪車・四輪車の免許取得について

別途定める。